

財務省告示第四百三十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年十二月四日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年十二月二十八日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入
年債利付（国二庫）	第九百三十	四百六十億円	九十九円九十
年債利付（国五庫）	第二十三回	二百三十億円	九十九円九十
年債利付（国二庫）	第二十四回	二百四十億円	九十九円九十
年債利付（国十庫）	第十四回	二億円	三百三十一円十
年債利付（国十庫）	第十五回	三億円	三百四十九円二十
年債利付（国十庫）	第十八回	六億円	百二十九円四
年債利付（国十庫）	第十九回	七十九億円	百二十三円十
年債利付（国十庫）	第二十三回	十一億円	百二十七円九
年債利付（国十庫）	第二十八回	四億円	百二十六円九
合計		千三十五億円	